

## オープンカウンター方式による見積依頼の公示

本件見積り合わせに参加を希望する者は、本書記載事項、契約書案、当局提示事項等を熟知すること。なお、本件は、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>)を利用することができる案件である。

令和5年1月31日

支出負担行為担当官  
札幌法務局長 伊藤 敏 治

下記のとおりオープンカウンター方式による見積り合わせに付します。

### 記

- 1 オープンカウンター方式による見積り合わせに付する事項
  - (1) 件名等  
物品供給契約（災害用保存水及び備蓄食糧一式）
  - (2) 納入期限  
令和5年3月31日（金）
  - (3) 納入場所  
別紙のとおり
  - (4) 仕様等  
別紙のとおり
- 2 オープンカウンター方式による見積り合わせに参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 次に該当する者であること。  
令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者
  - (3) 次のアからコのいずれにも該当しない者であること。  
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第一合同庁舎2階 札幌法務局会計課主計係 吉田

電話 : 011-709-2311 (内線2123)

FAX : 011-709-2492

メールアドレス : kaikai01\_sapporo\_moj\_bal@i.moj.go.jp

### 4 仕様書等の交付期間及び交付場所

本公示日から2月10日(金)まで、3の場所及び電子調達システムにおいて行う(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)。

### 5 仕様等に関する質問について

#### (1) 質問期限

令和5年2月6日(月)午後5時15分

#### (2) 照会先

3のとおり

#### (3) 質問方法

質問書は、別添1様式により書面で提出すること。郵送又はFAX若しくは電子メールによる提出も可とするが、送達確認を必ず行うこと。

#### (4) 回答

令和5年2月9日(木)午後5時15分までに、質問者に対してFAX又は

電子メールで回答する予定のほか、札幌法務局会計課前掲示板に掲出する。

## 6 事前の提出書類

### (1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部

資格審査結果通知書に記載されている住所、会社名及び代表者等に変更がある場合は、資格審査結果通知書からの変更が分かる登記事項証明書等を添付すること。

イ 誓約書（役員等名簿添付） 1部

別添2の様式によるものとし、提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、見積り合わせは無効である。

ウ 物品届出書

別紙の2の納入物品のうち、同等品の納入を予定している場合は、別添3「物品届出書」に必要事項を記入し、物品の仕様が確認できるカタログ等を添付の上、提出すること。

### (2) 提出期限

令和5年2月10日（金）午後5時15分

### (3) 提出方法及び提出場所

3の場所に持参若しくは郵送又はFAXにより提出すること。ただし、郵送による場合は、期限必着とし、簡易書留郵便等、配達状況が確認できる種類とすること。

また、郵送で提出する場合、見積書と同封しないこと。

おって、審査結果が不合格である者、同等品が仕様書の要件を満たさない場合については、令和5年2月14日（火）午後5時15分までに当方から提出者へ連絡する。

## 7 見積書の提出期限、提出方法及び提出場所

### (1) 提出期限及び提出場所

令和5年2月16日（木）午後5時15分

3の場所又は電子調達システム

### (2) 提出方法

紙又は電子調達システムにより提出しなければならない。FAXによる提出はこれを認めない。

紙による提出の場合は、見積書を封筒に入れ、封印の上、(1)の提出期限までに(1)の提出場所に持参又は郵送により提出するものとし、この場合、見積書を入れた封筒の表面には、必ず、見積件名（「物品供給契約（災害用保存水及び備蓄食糧一式）」と必ず朱書）及び見積者名（法人の場合はその名称又は商

号)を朱書きすること。

なお、見積書を郵送により提出する場合は、期限必着とし、簡易書留郵便等、配達状況が確認できる種類とすること。

(3) 見積り合わせの日時

令和5年2月17日(金) 午前9時00分(非公開)

(4) 見積書に記載する見積価格

見積書には、消費税及び地方消費税を含めた総価を記載すること(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)。また、品目ごとの内訳を記載すること。

(5) 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

## 8 その他

(1) 本件については、契約保証金を免除する。

(2) 見積り合わせ参加者は、契約の有無にかかわらず、見積り合わせ参加に要する一切の費用を負担する。

(3) 契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた契約書を作成する。

(4) 電子調達システムの利用について

本件調達では、電子調達システムで見積り合わせまでの手続を行い、契約事務等(契約の締結、請求等)については、受注者と協議の上、電子調達システム使用の有無を決定する。

(5) 詳細は、オープンカウンター方式による見積り合わせ実施要領による。

## 1 契約件名

物品供給契約（災害用保存水及び備蓄食糧一式）

## 2 納入物品

納入する物品は、以下のとおり又は事前に届け出た同等品とすること。

番号	品目	メーカー	規格	単位	数量
1	カムイワッカ麗水(500ml)	株式会社ジャパン・ミネラル	500ml ペットボトル 保存期間10年	1箱(24本入)	62
2	カムイワッカ麗水(20)	株式会社ジャパン・ミネラル	20ペットボトル 保存期間10年	1箱(6本入)	46
3	白飯	尾西食品株式会社	約100g 保存期間5年	1箱(50食入)	23
4	五目ごはん	尾西食品株式会社	約100g 保存期間5年	1箱(50食入)	8
5	わかめごはん	尾西食品株式会社	約100g 保存期間5年	1箱(50食入)	22
6	きのこごはん	尾西食品株式会社	約100g 保存期間5年	1箱(50食入)	20
7	さば味噌煮	アルファフーズ株式会社	約150g 保存期間5年	1箱(50食入)	2
8	ハンバーグ煮込み	アルファフーズ株式会社	約100g 保存期間5年	1箱(50食入)	3
9	豚汁	アルファフーズ株式会社	約180g 保存期間5年	1箱(50食入)	2
10	筑前煮	アルファフーズ株式会社	約90g 保存期間5年	1箱(50食入)	2

## 3 納入期限

令和5年3月31日（金）

## 4 納入場所及び数量

納入場所			数量 (単位：番号1～6につき1箱、番号7～10につき1パック(1食))									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
札幌法務局												
会計課	〒060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1番1	12		2			2	2			
岩見沢支局	〒068-0034	岩見沢市有明町南1-12	4		1							
滝川支局	〒073-8585	滝川市緑町1丁目6番1号	3		1			1				
室蘭支局	〒051-0023	室蘭市入江町1番地13	5		1		1	2				
苫小牧支局	〒053-0018	苫小牧市旭町3丁目3番7号	6		1		1	1				
日高支局	〒056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号	3		1							
小樽支局	〒047-0007	小樽市港町5番2号	3		1			1				
倶知安支局	〒044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地	3		1			1				
南出張所	〒062-0931	札幌市豊平区平岸1条22丁目2番25号	3		1		1	1				
北出張所	〒001-0031	札幌市北区北31条西7丁目1番1号	8		1		2	2				
西出張所	〒063-0824	札幌市西区発寒4条1丁目1番1号	4		1							
白石出張所	〒003-0027	札幌市白石区本通1丁目北4番2号	4		1							
江別出張所	〒067-0031	江別市元町34番地1	2		1			1				
恵庭出張所	〒061-1444	恵庭市京町2番地	2		1							
数量計			62		15		7	12				
旭川地方法務局												
会計課	〒078-8502	旭川市宮前1条3丁目3番15号		27	6	8	13	8	2	2	2	2
名寄支局	〒096-0011	名寄市西1条南11丁目1番地5		4								
紋別支局	〒094-0015	紋別市花園町2丁目2番4号		5								
留萌支局	〒077-0048	留萌市大町2丁目12番地		3								
稚内支局	〒097-0001	稚内市末広5丁目6番1号		3								
数量計				42	6	8	13	8	2	2	2	2
釧路地方法務局												
会計課	〒085-8522	釧路市幸町10丁目3番地			2		2				1	
帯広支局	〒080-8510	帯広市東5条南9丁目1-1		2								
北見支局	〒090-0017	北見市高砂町14-14		1								
根室支局	〒087-0009	根室市弥栄町1丁目18										
中標津出張所	〒086-1049	標津郡中標津町東9条北1丁目9-1		1								
数量計				4	2		2				1	
3局合計			62	46	23	8	22	20	2	3	2	2

5 代金の請求先

(1) 札幌法務局

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1 (会計課)

札幌法務局官署支出官

(2) 旭川地方法務局

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号 (会計課)

旭川地方法務局官署支出官

(3) 釧路地方法務局

〒085-8522 釧路市幸町10丁目3番地 (会計課)

釧路地方法務局官署支出官